

令和4年度 特別の教育課程の実施状況等について

学 校 名	管理機関名	設置者の別
足立区立興本小学校（外3校）	足立区教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
足立区立興本小学校	<a href="https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi">https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi</a>
足立区立扇中学校	<a href="https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi">https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi</a>
足立区立新田小学校	<a href="https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html">https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html</a>
足立区立新田中学校	<a href="https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html">https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html</a>

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
足立区立興本小学校	<a href="https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi">https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi</a>	<a href="https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi">https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi</a>
足立区立扇中学校	<a href="https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi">https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi</a>	<a href="https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi">https://sites.google.com/ict.adachi.ed.jp/okimotougi</a>
足立区立新田小学校	<a href="https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html">https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html</a>	<a href="https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html">https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html</a>
足立区立新田中学校	<a href="https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html">https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html</a>	<a href="https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html">https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html</a>

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ・ 計画通り実施できている
- ・ **一部、計画通り実施できていない**
- ・ ほとんど計画通り実施できていない

## (2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染症対策を講じてもなおリスクが高い学習活動を行わないこととした結果、令和3年度には実施できなかった異学年との交流活動などの機会を設定することが出来たものの、学級・学年内でのコミュニケーション活動や異学年で学ぶ機会、体験活動などに制限が見られ、一部、計画通りの実施ができなかった。

## (3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している
- ・実施していない

<特記事項>

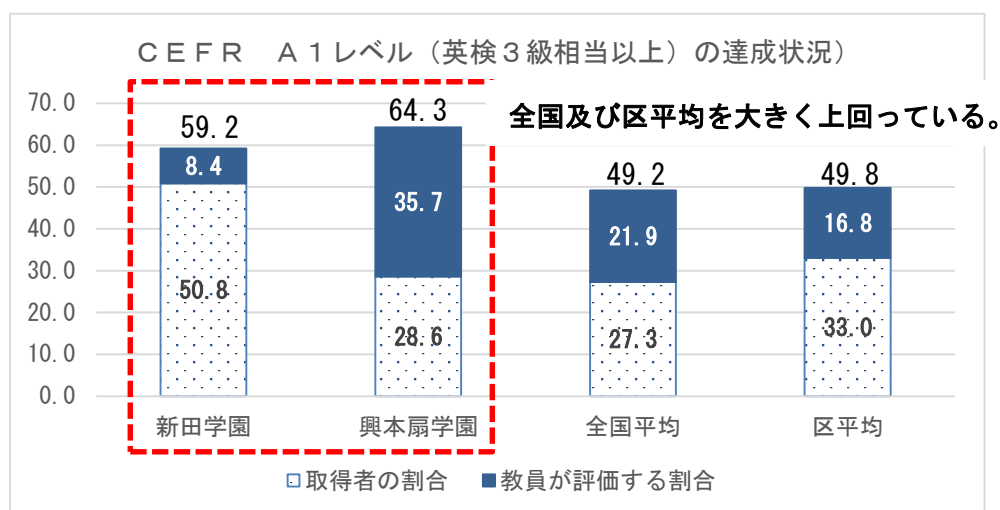
## 4. 実施の効果及び課題

本特例は、国際人としての資質・能力を育成するために、各教科で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、それらが総合的に働くよう「国際コミュニケーション科」を設置し、特別の教育課程により教育を行うものである。

### (1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

#### ア 効果（共通）

9年生段階で生徒の英語力は、全国平均を上回る状況に至っており、目標とする「国際人としての資質・能力」の育成に寄与した。



## イ 考察

- (ア) 低学年では英語をゲーム感覚で親しむ機会を設定し、5年生からはTokyo Global Gateway（以下、TGGという）や明海大学の留学生との交流などを通じて英語によるコミュニケーション能力の向上に寄与した。
- (イ) 校内スピーチコンテストや英語交流会は、異学年交流など自分の考えを聞き手に分かりやすく伝えるために表現を工夫する機会となり、生徒たちの自ら進んで学ぼうとする姿勢を育むことができた。

## ウ 課題（共通）

### (ア) 交流・体験活動の充実

両校は、令和4年度も新型コロナウイルス感染症防止のため直接的な交流に制限をかけて行っていたため、体験的な取組からコミュニケーション能力を育成する場が十分に確保できない面があった。新型コロナウイルス感染症は5類になったものの、これに留意しつつ、交流・体験活動の場を工夫しながら設定し、教育活動の推進を図る必要がある。

### (イ) 指導法の統一化と共通実践

両校は、英語によるコミュニケーション能力向上に向けた取組を計画し、年間指導計画に位置付けて実施している。しかし、人事異動がある中で、指導する教員により、指導内容や指導方法が異なることのないよう、指導の際の共通実践を図っていく必要がある。

## (2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

### ア 効果（興本扇学園）

アンケートにおいて、児童・生徒の9割が「自国の歴史や伝統文化、国際理解について考えを深めることができた」と回答しており、教育基本法第2条第5号及び学校教育法第21条第3号に示す学校教育の目標（※1。以下、「法に示す目標」という。）の達成に寄与した。

#### (ア) 考察

##### ① 伝統文化

全学年が年間を通じて日本の伝統文化である百人一首に取り組み、5年生・6年生は地域の方からソーラン節や和太鼓を学んで学園内で発表した。これらの取組に加えて、昨年度は全ての学年で下級生に向けた日本の伝統文化に関する発表機会を設けることで、自国の文化に関する理解の深まりと表現力の育成につなげた。

##### ② 国際理解

世界の国々や文化の調べ学習においてタブレットを活用した世界遺産を系統的（Ⅰ期は地域、Ⅱ期は日本・伝統文化、Ⅲ期は国際）に学ぶ取組、TGGでの体験活動、留学生との交流の機会を通じて他国の文化を学ぶとともに、「あだち

環境ワークブック」や外部講師を活用した授業やエコプロの参加といった環境問題を考えることで、SDGsの視点からも国際理解を深めることができた。

#### イ 効果（新田学園）

アンケートにおいて、児童・生徒の9割が「自国の歴史や伝統文化、国際理解について考えを深めることができた」と回答しており、法に示す目標の達成に寄与した。

##### （ア）考察

書初めなどの日本の伝統文化や京都・奈良の歴史の調べ学習や、SDGsを通して自国や世界で起こっていることを捉え、その中で自分にできることを考え学んだ。

また、タブレットを活用して外国の小学校との交流を図ることで、自国の文化に対する理解だけでなく、国際理解も深めることができた。

※1 国際コミュニケーション科は以下の法律と関連を有するものとして、特別の教育課程の指定を受けている。

##### ① 教育基本法第2条第5号

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと

##### ② 学校教育法第21条第3号

我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

#### ウ 課題（両学園共通）

（ア）世界の国々や文化の調べ学習についてより質の高いものにしていくために、発達の段階に応じた系統的な指導方法を確立させていく必要がある。

（イ）学校関係者からは、地域と一緒に子どもたちを育成できる体制を継続することが求められている。新型コロナウイルス感染症が5類になった現在、地域との関係を再構築し、地域の人材や地域の環境を生かした教育活動を充実させることが必要である。

#### 5. 課題の改善のための取組の方向性

4-（1）-ウ及び（2）-ウで示すような課題を踏まえ、以下2点の課題解決のための取組を進めていく。

##### （1）指導内容や指導方法の共通実践

特別の教育課程を効果的に実践していくため、指導方法についての研修や教員間の打ち合わせを年間計画に位置付けたりするなど全校体制で取り組み、特別の教育課程についての指導内容と指導方法を確立していく。

また、例えば世界の国々や文化の調べ学習については、異学年による報告会を実施するなどの工夫を行うとともに、タブレットや学校図書館の利活用の推進といった探究的な学びの視点も加味して発達の段階に応じた指導方法を確立していく。

## (2) 指導計画の見直し

### ア 事前学習の充実

児童・生徒のコミュニケーション能力向上のため、交流活動の機会を確保するとともに、目的意識をもってコミュニケーション活動が充実されるよう、目当てを明確にするなど事前学習の充実に努める。

### イ 交流活動の実施

#### (ア) 直接的な交流活動

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症により、一部交流活動に制限がかかってしまった。しかし、5類になったことから学習計画を見直し、可能な限り対面での交流活動の機会を創出していく。

#### (イ) タブレットの活用

Meet 等による発表や多様な他者との意見交換を積極的に行うとともに地域の人材や地域の環境を生かした交流の機会を増やすことにより、コミュニケーション能力を育成できる指導計画としていく。